

きらめき道路サポート手続

自治会等の地域団体(グループ)の方々に、国道や県道ののり面などの草刈り(サポート業務)をしていただき、県は作業をしていただいた団体(サポートグループ)に対して、草刈り面積に応じて委託料を支払います。

最初の手続

申込みからサポートグループの決定までにしていただく手続の流れと注意事項は、次のとおりです。

○申込手続

- ・ 必要な書類 申込書
(業務実施を希望する区域、業務実施計画、団体概要を記載してください。)
- ・ 申込先
申込書は、各土木建築事務所の維持管理課へ提出してください。
※土木建築事務所において、草刈り実施箇所を住宅地図等で確認します。

○委託団体の決定

申込みがあった後、土木建築事務所において、サポートグループを決定します。
サポートグループに決定した団体には、土木建築事務所から、団体の代表者あて決定通知書を送付します。

○契約の締結

サポートグループに認定された団体が、サポート業務の委託料の支払を受けるためには、毎年、県と契約を結ぶ必要があります。

契約書は県で用意していますので、土木建築事務所の担当者から内容の説明を受けて、異存がなければ、契約書2通に記名、押印してください。

作成した契約書2通のうち、1通はお返ししますので、団体で大切に保管してください。

※ 県が保存する契約書は、団体が作成したものとみなされ印紙税が課税されますので、団体で収入印紙をはり付け、消印してください。(団体が保存する契約書は、県が作成したものとみなされ課税されません。)

※ 上記手続でサポートグループの認定は、完了します。サポート業務(草刈り作業)を実施される場合の手続は、裏面に記載していますので御覧ください。

サポート業務実施手続

○作業前にしていただくこと

サポート業務(草刈り作業)を実施される場合は、その3日前までに、土木建築事務所の担当者に連絡しておいてください(口頭で可)。

- ・連絡事項 実施日時、参加予定人数、現場責任者氏名等

《作業時のお願い事項》

- ・安全第一で実施し、事故には十分注意してください。
 - ・作業をされる方は、傷害保険等に加入してください。
- ※別にお配りするチラシを御覧ください。

○作業後にしていただくこと

業務を実施されましたら、サポート業務実施報告書の提出又は土木建築事務所が別途定める方法により、実施報告をしてください。

- ※ **完了検査** サポート業務が終わったら、土木建築事務所の担当者が現地の作業状況を検査します。検査の結果、サポート業務が適切になされていれば、確認書をお渡しします。この検査は、委託料の支払いに必要なものです。

経費の支払

完了検査の結果、サポート業務が適切になされているときは、業務の実施にかかった経費の一部を支払いますので、土木建築事務所の担当者の指示に従って請求書を提出してください。

手続や書類の作成の仕方がわからないときは、遠慮なく土木建築事務所の担当職員におたずねください。